

佐賀市立城東中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、いつ、どこでも起こりうるという考えのもと、これを放置することがないように、被害生徒の立場に立って、心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のための対策を組織的に行う。

(学校及び職員の責務)

すべての生徒が安全安心に学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、解決、解消を図り、再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- (ア) お互いを認め合う、温かさや優しさのある学校をめざし、いじめを見抜き、見過ごさない集団作りを組織的に行う。
- (イ) 自他の人格を尊重し、差別を許さない、人の痛みがわかる生徒の育成を目指し、道徳教育及び進路・キャリア教育の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、チーム城東の自覚と責任を持ち、『温かさの中に厳しさを、そして根気強く』指導にあたる。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめの早期発見のため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ①生徒対象生活（いじめ）アンケート校内調査 | 毎月1回（毎月 |
| ②生徒対象生活（いじめ）アンケート県調査 | 年1回（7月） |
| ③保護者対象いじめアンケート県調査 | 年1回（7月） |
| ④教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 | 年2回（6月・9 |

月）

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用といじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり、効果的に対処したりできるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等対策のための組織「いじめ防止対策委員会」(22条委員会)の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次のような「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<校内委員>

校長、副校長、教頭、校長が必要と認める職員、(第1回は、いじめ防止対策外部委員を含む)

<拡大委員>

P T A会長、学校評議員代表、校長、副校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、SC、SSW等

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

と。

<開 催>

週1回を定例会(生徒指導部会内)とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめ問題の対応

(ア) 被害者、保護者等からの訴え、アンケートの記載等による。(覚知)

佐賀市教育委員会へ覚知報告として、様式を送信。

(イ) 対策委員会を開き、協議する。※下記二点が確認された場合 (認知)

- ・行為の事実がある
- ・被害者の心身の苦痛がある

(ウ) 佐賀市教育委員会へ認知報告として、様式を送信。

※覚知及び認知を同時に送信する場合もある。

(エ) 被害生徒の立場に立った適切な措置の後、被害生徒、保護者が納得した状態。

(解決)

(オ) 解決した日から、3か月間の経過観察や面談を行い、通常の生活の戻ったと判断できる状態 (解消) ※佐賀市教育委員会へ月別報告で解消として報告。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 佐賀市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒とその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの早期発見・早期対応体制の充実」に関することを項目に加え、取組を評価する。